

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2018年7-8月号 | No. 7-8/2018

PCT ニュースレター（日本語抄訳）は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 作業部会

第11回 PCT 作業部会が2018年6月18日から22日までジュネーブで開催されました。議論された主な議題のいくつかを以下に要約します。

合意された PCT 規則の修正

本作業部会は2018年9/10月のPCT同盟総会での採択のために、PCT規則69.1(a)の改正提案を提出することに合意しました。当該提案は、国際予備審査の開始をPCT規則54の2.1(a)に定められる期間の満了までに延期することを出願人が明示的に請求しない限り、国際予備審査機関は、特定の要件が充足された時に国際予備審査を開始することができます（文書PCT/WG/11/20参照）¹。基本的に、当該提案は既存の審査開始時期の立場を単純に逆にするものであり、国際予備審査請求の請求期間が満了するまで待つ代わりに、出願人が明示的に延期の請求をしない限りは審査を即時に開始することになります。

電子サービス

本作業部会は、PCT 第三者情報提供制度を利用して提出されるデータの利用促進や利用可能性の改善に関するさらなる作業を承認しました（文書 PCT/WG/11/11 及び文書 PCT/WG/11/26 のパラグラフ 25 参照）。PCT 第三者情報提供制度は、これまで5年間にわたり実施されています。

本作業部会は、国際段階の書類やデータをさらに効率的に利用して国内段階移行をサポートするため、システムの開発要件や提案を目的として、国際事務局（IB）は指定官庁と他の関心のある機関と共に作業を行うよう求めました（文書 PCT/WG/11/25 及び文書 PCT/WG/11/26 のパラグラフ 29 参照）。

本作業部会は ePCT の開発優先事項を示す文書に留意しました（文書 PCT/WG/11/9 参照）。

本作業部会は、（PCT 規則 95.1 に基づき要求される）指定官庁から IB への PCT 国内段階移行情報の通知において大幅な改善があったことに留意し、送信されるデータの完全性やクオリティを改善するための官庁に対する勧告を支持しました（文書 PCT/WG/11/10 参照）。

PCT 手数料

本作業部会は、大学に一定の限度まで手数料の減額を提供する提案について議論し（文書 PCT/WG/11/18 Rev.（英語修正版）及び 18（その他の言語）参照）、さらなる議論とフィードバックに基づいた実施オプションに向けて、関連する課題と解決策、リスクと軽減対策、および提案を明確にするための協議を開始するよう事務局に要請しました（文書 PCT/WG/11/26 のパラグラフ 57 参照）。

¹ 訳中 誤訳を修正しました。（19/11/2018）

本作業部会は、試行プログラムが最近開始された、国内官庁とIB間のPCT手数料の取引のための“ネットティング制度”の導入に関するIBによる進捗報告に留意しました。本制度導入の主な目的は、為替変動による手数料収入の損失を防ぎ受理官庁とISAのコストと労力を縮小するためでしたが、今後、出願人のために改善された支払いサービスを導入する可能性も広げることになります（文書PCT/WG/11/4参照）。

本作業部会はまた、2015年7月1日に発効した、IBへ支払う特定の手数料減額のための修正された適格性基準の実施に関する進捗報告にも留意しました（文書PCT/WG/11/23参照）。

PCTの法的枠組み

国際予備審査の開始時期に関する同意された修正に加えて、本作業部会はPCT規則に関する以下の提案も議論しました。

- “誤って”提出された要素及び部分 - 本作業部会は、“誤って”提出された要素及び部分を含む国際出願の補充に関する条件を示した欧州特許庁（EPO）によるワークショップ及び文書を受け、関連する課題と立場について理解を深めました（文書PCT/WG/11/21参照）。この議論をに伴い、次回作業部会のためにPCT規則修正の草案を作成するようIBに要請しました。
- IT停止の場合におけるセーフガード - 本作業部会は特定の提案に関する合意は得られませんが、本件の重要性を認識し、本件についてのさらなる協議や次回作業部会に修正案を提出するEPOの意向に留意しました（文書PCT/WG/26のパラグラフ86参照）。及び
- 指定官庁及び選択官庁の機能の委任 - 本作業部会は本案を進捗させるための合意は得られませんでした（文書PCT/WG/11/7参照）。

国際調査及び予備審査機関としての選定のための申請様式

本作業部会は、2018年9/10月のPCT同盟総会の会合のために、国際調査及び予備審査機関として選定するための申請様式の導入に関する提案を詳述する文書を作成するようIBに要請しました（文書PCT/WG/11/6参照）。

審査官の研修

本作業部会は、ドナー官庁（他の官庁へ研修を提供する又は他の機関が開催した研修活動へ貢献する官庁）若しくは受益官庁（他の官庁又は機関から研修を受ける官庁）として、官庁により実施される実体特許審査官の研修活動に関する年次調査の結果を議論しました（文書PCT/WG/11/16参照）。本作業部会はまた、実体特許審査官のための技術的なコンピテンシー（職務遂行能力）のフレームワーク及び学習管理システムの開発に関する進捗報告にも留意しました。それらの開発は、受益官庁及びドナー官庁間における実体審査官の研修の調整作業を改善するためのプロジェクトの一部です（文書PCT/WG/11/17参照）。

公開されたPCT出願の内容

本作業部会は、国際特許出願に付与された国内特許分類記号（また特に共通特許分類（CPC）記号）をISAがIBに送信できることを許容するための提案に関する最新報告に留意しました（文書PCT/WG/11/8参照）。必要な技術変更に関する協議は継続して行われます。

本作業部会は、WIPO標準委員会が設置した配列リストに関するタスクフォースのリーダーであるEPOによる報告に留意しました（文書PCT/WG/11/13参照）。また、WIPO標準ST.26における配列リストがどのような方法でPCT制度へ導入可能であるかについての議論を支援するためのPCT規則及び実施細則の予備修正草案にも留意しました（文書PCT/WG/11/24及び24.修正参照）。

PCT 制度の今後の進展

本作業部会は、PCT 出願 300 万件目の公開日となった 2017 年 2 月 2 日に発表された” PCT 制度 ～ 概要と今後の方向性・優先事項” と題した事務総長によるメモランダムにおいて提案された主要な作業方針に関する優先事項及び方向性に留意しました。当メモランダムでは 4 つの主要分野、リーガル及び機関に関する課題、技術 (IT) 環境、財政問題及び品質を対象にしました (文書 PCT/WG/11/5 及び文書 PCT/WG/11/26 のパラグラフ 35 から 39 参照)。

国連安全保障理事会の制裁に関連する国際出願

本作業部会は、国連安全保障理事会の制裁に関連する国際出願に関する文書を議論し (文書 PCT/WG/11/14 参照)、そのような問題に対処するための IB の既存の取決めは適切であり、特許協力条約と十分に整合性が取れているとの結論を出しました。本作業部会は、関連する UN 制裁委員会と緊密な協力を継続し、次回の会合で最新報告を行うよう IB に要請しました。

その他の議題

本作業部会は、以下を含むさまざまな事項に関する報告にも留意しました。

- PCT に基づく技術支援の調整 (文書 PCT/WG/11/22)
- 五大特許庁間の協働調査及び審査 (CS&E) (文書 PCT/WG/11/15) (CS&E に関する情報は、以下の“協働調査及び審査”の別個の記事を参照)、及び
- PCT 最小限資料タスクフォース (文書 PCT/WG/11/12)

要約及び作業文書

議長による要約 (PCT/WG/11/26) は、下記の WIPO ウェブサイトの作業文書と同じページからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/11

本作業部会の報告書案も追って上記サイトにて掲載されます。

PCT 協働調査 (CS&E: Collaborative Search and Examination)

2018 年 7 月 1 日に、五大特許庁²は、PCT に基づく国際調査への協働アプローチを評価するため、PCT 協働調査及び審査 (CS&E) の試行プロジェクトを開始しました。この試行プロジェクトは、新しい PCT 成果物について、ユーザの関心と、参加庁の期待する効率性が得られるかを調査する観点で行われます。この試行プロジェクトは、先に開始した欧州特許庁 (EPO)、韓国知的所有権庁 (KIPO) 及び米国特許商標庁 (USPTO) 間の二つの試行プロジェクトと同様に、2010 年 6 月に開催された PCT 作業部会による勧告を受けて、補完的なスキルを有する国際機関の審査官が報告書を作成するために協働する取決を試行するものです。この新規試行プロジェクトは、五大特許庁間の CS&E のコンセプトをさらに発展させ評価することを目的としています。

CS&E の試行プロジェクトの主な特徴を以下に紹介いたします。

- 出願人主導型アプローチ: 試行プロジェクトが実施される出願は出願人により選択されます。

² 五大特許庁 (IP5) は世界の最大知的所有権庁 5 庁のフォーラムに与えられた名称で、世界的な特許の審査プロセスの効率性を改善する目的で設立されました。五大特許庁のメンバーは、欧州特許庁 (EPO)、日本国特許庁 (JPO)、韓国知的所有権庁 (KIPO)、中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO) と米国特許商標庁 (USPTO) です。

- バランスのとれたワークロードの配分：協働する全ての国際調査機関（ISA）は各 CS&E の作業成果物の作成に貢献します。2年間に、各官庁は“主 ISA”としておよそ 100 件の国際出願を処理し、かつ“ピア ISA”（副 ISA）としておよそ 400 件の国際出願を処理します。
- PCT 出願を処理するには、協働する全ての機関に共通した品質基準と運用基準が適用されません。
- 最終の国際調査報告書（ISR）と見解書は、ピア ISA（副 ISA）の意見を考慮して主 ISA により作成されますが、意見の相違の参照や説明はされません。しかしながら、ピア ISA（副 ISA）の貢献は、国際事務局が ISR を受理し処理した後は ePCT を通じて出願人が閲覧することができ、ISR が公開された後は PATENTSCOPE に掲載されます。

本試行プロジェクトへの参加には、出願人は”Request to Participate in the IP5 PCT Collaborative Search and Examination Pilot（五大特許庁 PCT 協働調査及び審査試行プロジェクトへの参加請求書）”を記入し、出願時に出願書類と一緒に提出する必要があります。参加のための申請書は、ePCT を利用して提出された出願であれば ePCT システム内で提供される機能を用いるか、若しくは以下のリンク先から編集可能な PDF ファイルを用いるいずれかの方法で提供されます。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/rcse/ed_rcse.pdf

この PDF ファイルの申請書は、直接 PDF 形式でプリントするか若しくはプリントして PDF 形式でスキャンしてから、関連する電子出願システムでアップロードしてください。この申請様式はすでにその他の言語へ翻訳されていますが、当初は英語で提出される国際出願のみ受理するため、現時点では英語での申請様式のみ使用してください。しかしながら、五大特許庁は、本試行プロジェクトの後期には、ピア ISA（副 ISA）が利用するために英語への翻訳文が提供される場合には、主 ISA が受理するその他の言語で提出される出願も受理することに同意しています。

本試行プロジェクトに参加する出願人は管轄 ISA（“主 ISA”）に国際調査の標準手数料のみ支払い、CS&E の枠組みで主 ISA が作成する最終的な ISR と見解書は、他の ISR や見解書のように PATENTSCOPE 上で公衆に利用可能になります。加えて、ピア ISA（副 ISA）が作成した文書は別個の書類として、PATENTSCOPE 上で利用可能になります。

以下は、関連するプロセスと期待される利益のいくつかを概要した図です。

本試行プロジェクトは、合計で 500 件までの国際出願と、各出願人につき主 ISA それぞれに 10 件の出願までに制限されていることにご留意ください。執筆時点では、協働しているいずれの ISA も試行プロジェクト初年の出願件数 50 件の制限に達していません。

本 CS&E 試行プロジェクトのコンセプトとフレームワークの詳細及び参加に関する要件は、五大特許庁のそれぞれのウェブサイトからご覧ください。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2018/05/a47.html>

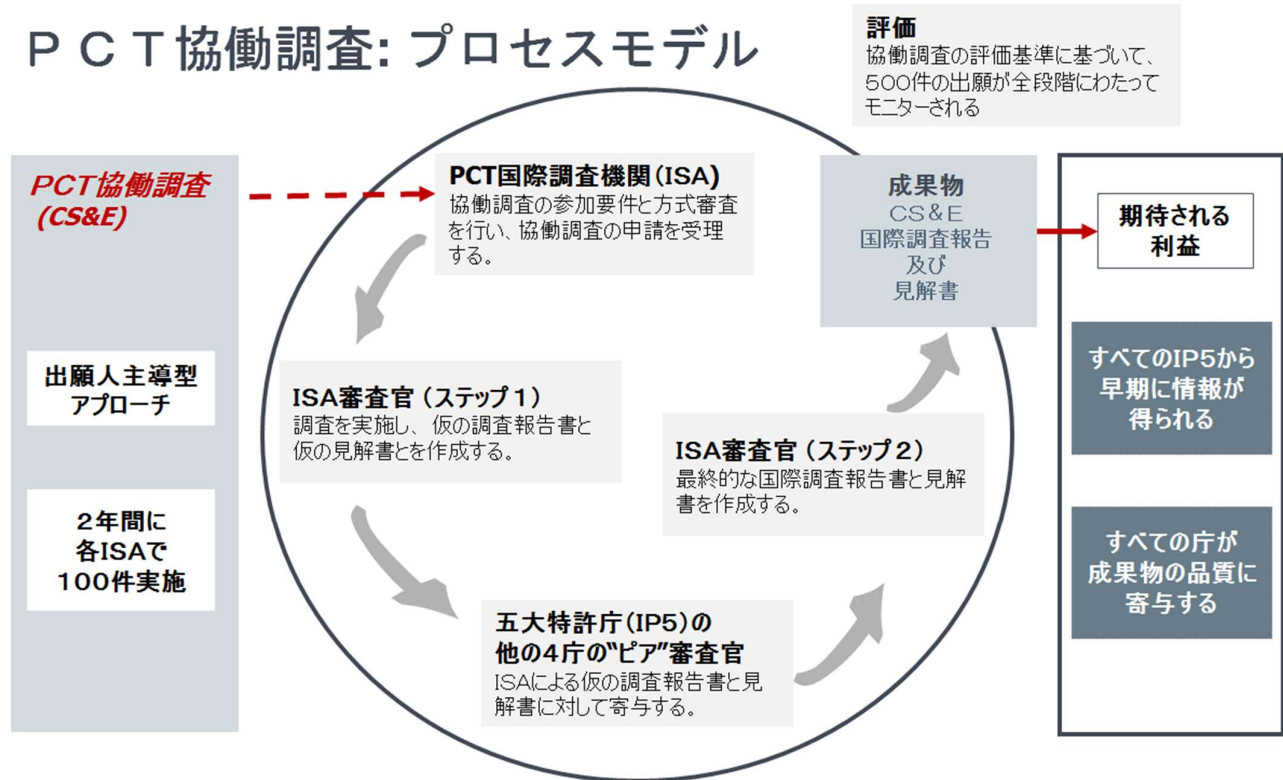
https://www.jpo.go.jp/torikumi_e/pct_kyoudouchousa_shikou_e.htm

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.news.press1.BoardApp&board_id=notice&c=1003&cp=1&pg=1&npp=10&seq=16962&catmenu=m03_01_01

<http://www.sipo.gov.cn/ztl/zlscgs/lpzh/csexm/index.htm>

<https://www.uspto.gov/patents-getting-started/international-protection/patent-cooperation-treaty/pct-collaborative-search>

PCT 協働調査: プロセスモデル



所定の PCT 手数料減額の適格性

所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国々の一覧は、2018年7月1日に更新され、以下のリンク先にて参照できます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/fees/index.html>

欧州特許庁における所定の手数料の75%減額の適用

以下の国々が、欧州特許庁へ支払われる所定の手数料75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国々（つまり、世界銀行により低所得及び低中所得経済に格付けされる国々）の一覧から削除され、このたび高中所得経済に格付けされました。

アルメニア

グアテマラ

ヨルダン

スペイン特許商標庁における国際調査手数料及び国際予備審査手数料の75%減額の適用

以下の国々が、国際調査機関及び国際予備審査機関としてのスペイン特許商標庁に支払われる国際調査手数料及び国際予備審査手数料の75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国々（つまり、世界銀行により低所得、低中所得及び高中所得経済に格付けされ、欧州特許条約締約国ではない国々）の一覧から削除され、このたび高所得経済に格付けされました。

アルゼンチン

パナマ

国際出願を提出するには、少なくとも出願人の1人が PCT 締約国の国民又は居住者である必要がある (PCT 第 9 条(1)) ことにご留意ください。PCT 締約国でない国の出願人は PCT 締約国の国民及び/又は居住者である出願人とともに PCT 出願を提出する必要があり、両方の (又は全ての) 出願人が当該手数料減額の適用資格を有する場合にのみ、手数料減額を受けることが可能です。

国際調査機関としての韓国知的所有権庁：ePCT 利用での書類の受付け開始

2018年8月13日から、国際調査機関としての韓国知的所有権庁 (ISA/KR) は、国際出願日以降に ePCT を利用して出願人により提出される書類の受付けを開始します。これにより、ISA/KR は、ePCT、ファックス及び郵送の、三つの書類送信手段で受付けることになります。

PCT 規則 91 に基づく明白な誤記の訂正、配列リスト、早期の調査結果及び委任状に関する書類は、ePCT を利用して提出可能です。出願人は、ePCT の “ドキュメントアップロード” 機能を用いてこれらの書類を提出することができます。詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=815>

PCT 様式、PCT 受理官庁ガイドラインと PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正

PCT 様式の修正 (2018年7月1日から有効)

以下に記載される新しい/修正された様式は、以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

願書様式

願書様式 (PCT/RO/101) の 2018 年 7 月版が編集可能な PDF 形式でアラビア語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語にてご利用いただけます。

国際予備審査請求書

国際予備審査請求書 (PCT/IPEA/401) の 2018 年 7 月版が編集可能な PDF 形式でアラビア語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語にてご利用いただけます。

国際事務局に関する様式

PCT/IB/375 (補充調査請求書) が修正され、編集可能な PDF 形式で英語及び仏語にてご利用いただけます。

PCT 受理官庁ガイドラインの修正

2018 年 7 月 1 日から、PCT 受理官庁ガイドラインの paragraph 116D 及び 247 が修正されました。追加として、paragraph 116E が再導入されました。

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正

2018 年 7 月 1 日から、PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドラインの paragraph 9.02 から 9.03、16.33 から 16.51、16.64、16.82 及び 16.82A が修正されました。

修正された受理官庁ガイドライン及び ISPE ガイドラインの更新版は、英語、仏語及びスペイン語にてそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.html> (スペイン語)

上述の様式及びガイドラインの変更の詳細は、以下のリンク先にて、PCT 回章 C. PCT 1543 をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2018/1543.pdf>

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。

韓国知的所有権庁

2009年6月30日から DAS の提供庁及び取得庁として運用している韓国知的所有権庁は、2018年7月20日から、KIPO の DAS 電子ライブラリーの範囲を意匠まで拡大したことを IB に通知しました。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#KR>

DAS 参加庁の一覧は、以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

PCT 統計 2017

PCT 年次報告 (2018 年版)

PCT 年次報告 (2018 年版) では、2017 年の PCT に関する活動及び進展が要約され、PCT 出願 (上位出願国、上位出願人、及び技術分野ごとの出願件数を含む) や 2017 年の国際特許制度の実績に関する包括的な統計や、2016 年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。

今年の PCT 年次報告の特別テーマは、PCT 出願に記載された出願人の代理人です。出願人の代理人に関するデータを生成するため、上位出願人の代理人の一覧を取得しよう PCT 出願願書から代理人としての事務所の名称が初めて整合されました。以下を分析しています。

- PCT 出願人の上位外部代理人
- 最も多くの PCT 出願を自社内で管理している PCT 出願人
- 上位 5 の受理官庁に対して行動している PCT 出願人の主要な外部代理人
- 上位 20 の PCT 出願人の主要代理人
- 上位 10 の外部代理人を主に任命している PCT 出願人

PCT 年次報告の英語版は、以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/activity/index.html>

本PCT年次報告の概要は、以下の9言語にてまもなくご利用いただけます：アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語及びスペイン語。

スワジランド：国名の変更

国際事務局は、国名“スワジランド”の代わりに国名“エスワティニ”を使用するよう通知されました。PCT締約国の国名を含むPCTウェブサイト上の全ての一覧や表、及びPCT出願人の手引における関連する表示は、随時変更されます。二文字コード“SZ”は変更されていません。

PCT 最新情報

AT: オーストリア (電話番号)

BB: バルバドス (所在地とあて名、電話番号とファックス番号)

BE: ベルギー (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

BN: ブルネイダルサラーム (管轄国際調査及び予備審査機関)

CN: 中華人民共和国 (手数料)

MN: モンゴル (所在地とあて名、電話番号とファックス番号、電子メールアドレス、手数料)

NA: ナミビア (官庁の名称、所在地、あて名、電話番号、電子メールとインターネットアドレス)

PT: ポルトガル (手数料)

RU: ロシア連邦 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

SK: スロバキア (手数料)

SZ: スワジランド (国名の変更)

TR: トルコ (所在地とあて名、ファックス番号、電子メールアドレス)

US: 米国 (管轄国際調査及び予備審査機関)

米国の国民又は居住者が受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) へ提出する国際出願において、管轄国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としての日本国特許庁 (JP0) に関する USPTO の取り決めに関連し、JP0 は当該官庁が上述機関として行動するために充足されるべき条件が変更された旨を IB に通知しました。2018年7月1日から、当該機関が2018年7月1日から2023年6月30日までの5年間に USPTO からの国際出願が8,400件以上、また初年と2年目の四半期ごとに300件以上の出願、3年目、4年目及び5年目の四半期ごとに500件以上の出願を受けていないことを条件に、USPTO に提出される出願の ISA 及び IPEA として行動します。

当該国際出願は英語で提出するとの要件は、引き続き適用されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (US) が更新されました)

UZ: ウズベキスタン (手数料)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、中華人民共和国国家知識産権局、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、米国内特許商標庁、ヴィシエグラード特許機構)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

特許協力条約及び規則 (冊子版)

2018年7月1日に施行した、PCTに基づく規則の改訂版がPCTウェブサイトでご利用可能になったことは、PCT Newsletterの2018年6月号にお知らせが掲載されました。それに加えて、PCTに基づく特許協力条約及び規則(WIPO刊行物274)のアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語での最新の冊子版が現在ご購入いただけます。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4327&plang=EN>

冊子版についてのご質問があれば、以下へ電子メールをお送りください。

publications@wipo.int

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン(2018年7月1日 version3.51.083.259)がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は、上記ウェブサイトの“Release notes”及び“What’s new”からご覧いただけます。

PCT に関する記事

PCT Newsletter 2018年6月号では、2018年6月1日にPCTの運用開始から40周年を迎え、それを記念した記事を掲載しました。WIPOマガジンの2018年6月版(2018年第3号)では、“40周年の特許協力条約”と題した追加のより詳細な記事を特集しています。当該記事ではPCT制度の重要性についてのPCTユーザからのご意見、及びPCT出願の成長や知的所有権分野における多国間のワークシェアリングや協力に関するPCTの重要性についての情報も含んだ、PCTのメリットの幾つかをご紹介します。また、PCTが“発展途上国の経済的な発展を助長し促進させる”というPCTの理念にとってもいかに不可欠であるのかを説明しています。

“その中核をなすのは、PCTが2つの非常に現実的なニーズに対処していることであり、これが注目すべき成功のカギとなっています。PCTは、国際市場での特許保護を求めるための実用的なツールを出願人に提供している一方で、PCT加盟国の特許庁に対しては、効率的なワークシェアリングのプラットフォームとして機能し、国際特許出願の処理において効率性を高める機会を提供しています。

“また、PCT加盟国の国内特許庁や広域特許庁とのパートナーシップもPCTの成功にとって重要なものとなっています。特許庁の参加、見識や経験とユーザからの意見が、PCT制度を発展させ実用的で現実的な世界のニーズに対応可能にしています。それがWIPO本部及び加盟国の特許庁双方のサポートスタッフの献身的な国際チームと相まって、PCTが信頼でき高品質なサービスプロバイダとして認知されることを可能にしています。”

と記事は述べています。記事の全文は、以下のPCTウェブサイト“PCT in the News”からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

WIPOマガジンは、以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

また2018年第3号は、以下のリンク先からご利用ください。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2018/wipo_pub_121_2018_03.pdf

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引

PCT の国際段階に関する詳細情報を含む、PCT 出願人の手引の “国際段階の概要” の英語版が、2018年7月1日付けの PCT 規則改正、及びその他の最新情報を反映し更新されました。以下のリンク先に掲載されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

仏語、スペイン語及びロシア語の更新版は準備中です。

PCT 様式及びガイドラインの修正

上記の “PCT 様式、PCT 受理官庁ガイドラインと PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正” をご覧ください。

WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー

先月号でお知らせしましたように、上級者向け PCT セミナーが2018年9月17、18日にジュネーブの WIPO 本部にて開催されます。当該セミナーは特許及び技術部門の経験豊富なスタッフにより実施され、出願、調査及び審査、ePCT、国内段階移行、最近の及び今後の進展に関するセッションを含む予定です。当該セミナーは特許管理者、パラリーガル（事務所員）及び PCT 制度に既に精通しているユーザを対象としています。

セミナーに関するオンライン登録やさらなる情報へは、以下のリンク先からご利用いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=49086

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は50人限定です。登録の締切りは2018年9月7日です。セミナーに関する詳細は、以下のアドレスへ電子メールをお送りいただき取得することもできます。

pct.our@wipo.int

偽の手数料の支払請求

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局（IB）からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続に関係のない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“IPTA - International Patent and Trademark Agency” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ja/warning/pct_warning.html

PCT 出願人及び代理人は、優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみであることにご留意ください（PCT 第21条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第29条に規定されています。PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうなされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者

や、このような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号：(+41-22) 338 83 38

FAX 番号：(+41-22) 338 83 39

電子メール：pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や “政府機関又は苦情を受け付ける消費者保護協会” の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

実務アドバイス

例えば、ファックスの送信が失敗した場合の、国際事務局へのファックス送信以外の代替手段

Q: ファックスで提出した国際出願に対して、請求の範囲の PCT 第 19 条に基づく補正をファックスで送信しようとしたのですが、補正のファックスによる送信ができませんでした。ePCT システムのことは知ってはいるのですが、まだ利用を開始しておらず、ePCT での国際出願のアクセス権を持っていません。期限に間に合うよう急いでいるのですが、ePCT を利用して迅速に簡単に国際事務局へ書類を送信する方法はありますか？

A: アナログから VOIP（ボイスオーバーインターネットプロトコル）へファックス技術が変遷した結果、電気通信サービス提供業者が VOIP 方式へ既に移行している場合のファックス送信は信頼できないものとなりました。当該技術が利用されている接続のあらゆる時点で、一部の若しくは全ての送信が実際には失われているにもかかわらず、送信者には送信が完了したかのように表示されることがあります。VOIP への移行は国際事務局（IB）へのファックス及び国際事務局からのファックスにも適用されています。PCT Newsletter の 2017 年 12 月号に掲載されたお知らせも、以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2017/pct_news_2017_12.pdf

ファックスで書類を送信する場合には、失敗したり若しくは未完了の提出のリスクがあるため、IB（受理官庁としての IB を含む）へ書類を送信する時には、この方式での送信を変更するよう出願人には強く推奨いたします。PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正を含む、IB へ書簡や書類を送信するためのより効率的で、安全で、信頼できる方法は ePCT で対応する “アクション” 機能を利用することです。しかしながら、あなたが ePCT にはまだ不慣れで時間も限られているのであれば、代わりに ePCT のドキュメントアップロード機能が簡単に利用できるでしょう。当該機能を利用すれば、手動で操作する必要なしに、書類は出願ファイルに直接挿入されるため、IB での処理が迅速になります。

ePCT のドキュメントアップロード機能を利用するにあたって、WIPO での他のオンラインサービスを利用するためのアカウントをまだ持っていないならば、あなたがすべきことは WIPO ユーザアカウントを作成することだけです。ePCT ホームページ上 (<https://pct.wipo.int>) の “WIPO ユーザアカウントを作成” リンクをクリックし、要求される情報を登録し、アカウントの認証を行うことにより、ほんの数分でアカウントが作成できます。詳細は、以下のリンク先の “スタートガイド” をご参照ください。

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct_getting_started.pdf

ePCT のより多くの機能をご利用いただけるように、WIPO ユーザアカウントには高度な認証方法を設定することをお勧めします。SMS メッセージ形式で受信するか若しくは Google 認証システム (Google

Authenticator) のようにワンタイムパスワードアプリを利用するために携帯電話を使用できるのであれば、この方法は完全にセルフサービスでお時間を取らせません。しかしながら、単純に IB に早急に書類をアップロードすることを望まれる場合には、作成されたユーザ ID とパスワードを入力するだけでログインすることも可能です。そしてその後、高度な認証設定の利用へと移行し、ePCT で使用可能なより多くの機能をご利用いただけます。高度な認証設定なしでログインされる場合には、以下に限定された ePCT 機能のみご利用いただける点にご留意ください。

- 中間書類を PDF 形式でアップロードして、IB に提出する
- きわめて限られた請求がオンラインで提出できますが、利用できる即時チェック機能 (Validation: 不備の有無を確認する機能) は限られており、公開後の国際出願への提出のみ制限されます
- 第三者情報提供サービスを利用する

高度な認証設定を用いてログインしていないと、ePCT にログインしたときにデフォルトのページは空の“ワークベンチ” となり、いかなる場合でも、あなたは ePCT システムでの特定の国際出願へのアクセス権はまだ持っていません。書類 (例えば、第 19 条補正) をアップロードするためには、検索欄で PCT の出願番号と、指示に応じて国際出願日を入力して、該当する国際出願を最初に確認する必要があります。当該システムは出願日と出願番号が一致するか即時に確認し、一致する場合には、“ドキュメントアップロード” を選択すると ePCT で対応するオンライン機能が自動的に開きます。以下の単純なステップを利用して進んでください。

‘書類の種類’ のドロップダウンリストを用いて IB へ送信したい書類の種類を選択してください (高度な認証設定なしで ePCT にログインしている場合には、ドキュメントのアップロードが可能な受信者は IB のみである点にご留意ください)。

- あなたのコンピュータから書類を選択して添付するには “書類を追加” ボタンをクリックして書類を添付してください。“書類を追加” ボタンは、要求されるファイル形式の種類も表示する点にご留意ください。多くの場合は PDF 形式ですが、配列リストの場合にはテキスト形式が要求されます (必要があれば、同一のアップロード操作に追加して、より多くの書類の形式を選択することができます)。
- 全ての必要な書類を追加した後、非公式メッセージの欄では、アップロードされた書類に添付され、自動的に生成されるカバーレターに表示されるための、IB への任意の非公式メッセージの記入が許可されます (‘プレビュー’ ボタンをクリックするとカバーレターを確認することができます)。
- 署名を提出する形式を選択してください。国際出願の署名権者が署名した書簡若しくは他の書類がすでに添付されている場合にはこのオプションを選択できますが、そうでない場合には、テキスト形式の署名を打ち込むか、若しくは署名権者のイメージ署名を含むファイルを添付し、指定される欄に署名者の立場を記載します。
- 操作を完了するために “アップロード” 機能をクリックし、添付した書類を IB へ提出してください。

詳細は、以下のリンク先から “ドキュメントアップロード” 機能をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820>

今後の出願に関しては、高度な認証設定を用いて WIPO アカウントを設定し、eOwner 若しくは eEditor としてアクセス権を取得した後は、特定の ePCT アクション機能である、“第 19 条に基づく補正” 機

能を利用できます。当該機能はベストプラクティスであり、補正はDOCX 若しくはテキストベースのPDF 形式のいずれかで添付される必要があります。

たとえ出願が紙形式で提出されたとしても、出願人は出願後に国際出願へのアクセス権 (eOwnership) を請求することが可能です。しかしながら、国際出願を電子的に提出する場合のベストプラクティスは、あなたの選択する受理官庁にて利用可能であれば、出願前であっても ePCT のアクセス権を設定できるため、ePCT 出願を利用することです。別の方法として、ePCT と互換性のある出願ソフトウェアを利用して電子的に出願する場合には (PCT-SAFE、EPO オンライン出願又は JPO-PAS)、以下のリンク先のFAQ で説明されるステップを利用して、出願時に ePCT のアクセス権を設定することを強くお勧めいたします。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=518>

ePCT へのログインができない時に、登録なしで書類の基本的なアップロード若しくは国際出願の提出を許可する、新しい PCT ジェネラルアップロードシステム (ePCT システム外で) を WIPO は開発中であることにもご留意ください。